

豊田市ふれあい収集の概要

1 目的

家庭から排出されるごみや資源を所定のごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者等に対し、ごみの収集支援することを目的とする。

2 対象とする者

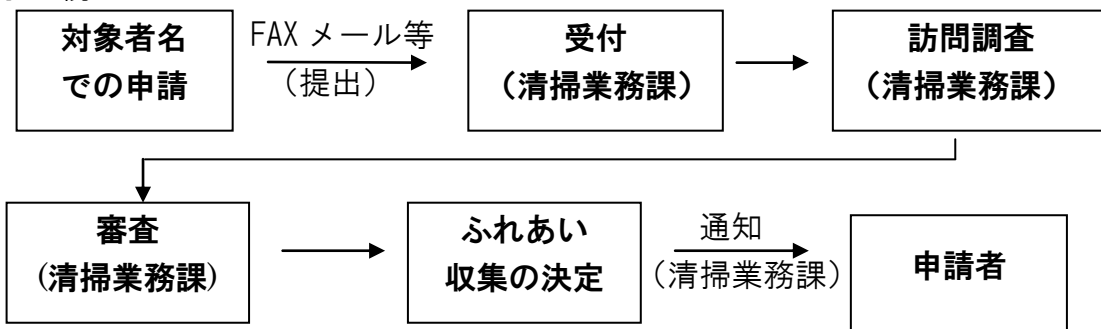
ふれあい収集を受けることができる者は、次のいずれかに該当し、かつ親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、自動車等の交通用具が使用できず、独力でごみ等を排出することが困難である者とする。

- (1) 要介護認定者1号及び2号の要介護認定要介護を受けている別表に示す一人暮らしの者
- (2) 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳の所有者で別表に示す一人暮らしの者
- (3) 世帯全員が、前2号に該当する世帯

別表

種類		ふれあい収集対象者の要件
要介護認定者1号及び2号		要支援2又は要介護1以上
障がい者	身体障がい者	身体障がい者手帳の障がいの種類及び等級 1 肢体不自由 1級・2級・3級 2 視覚障がい 1級・2級・3級
	精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳 1級・2級
	知的障がい者	療育手帳 A判定・B判定
※ 同一敷地内又は隣接地で世帯分離を行っていても同居とみなす。		

3 手続



4 収集について

(1) ふれあい収集により収集するごみ等の種別

燃やすごみ、埋めるごみ、金属ごみ、プラスチック製容器包装、資源（ガラスびん、ペットボトル、飲料缶、有害ごみ、危険ごみ）

※粗大ごみは、対象外

(2) 収集回数

定期収集 燃やすごみ（週1回）

連絡収集 埋めるごみ・金属ごみ・資源ごみ（月1回）プラスチック製容器包装（週1回）